

香川県報



第 68 号

平成 18 年

8 月 29 日（火曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	障害者自立支援法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	一
公告	大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出	（経営支援課）	二
	建築業法の規定による建設業者の監督処分	（土木監理課）	二
	教育委員会公告		三
	一般競争入札の実施		三
	選挙管理委員会告示		五
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出		五
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出		七
	政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出		七
	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出		七
	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出		七
	公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となつてゐる病院の指定の取消し		八
	公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定		八
	公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院の指定		八
	人事委員会規則		八
	委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		八

告示

香川県告示第五百六十五号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成十八年八月二十九日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一	サマリヤ大川ホームヘルプサービス	社会福祉法人サマリヤ	平成十八年八月十五日	居宅介護 外出介護
一〇一五二二	さぬき市大川町田面一八九八	高松市西春日町一五一〇一		
一〇一五二二				
三七〇〇〇二				
一〇一五二二				
三七〇〇〇三				
一〇一五二二				
一〇一五二二				
三七〇〇〇二				
一〇一五二二				
六八				
三七〇〇〇三				
一〇一五二二				
一〇一五二二				
六七				

公告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス志度店 さぬき市志度字花池尻二四六七番一号ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年四月十八日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六一四平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
六七台
(二) 駐車場の収容台数
四六台
(三) 荷さばき施設の面積
四一・四〇平方メートル
(四) 廃棄物等の保管施設の容量
一〇・三二立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時四十五分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

二 届出年月日

平成十八年八月十七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年八月二十九日(火曜日)から平成十九年一月四日(木曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年一月四日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の五第一項の規定により、建設業者の

監督処分について、次のとおり公告する。

平成十八年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分をした年月日

平成十八年八月二十二日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号

1 商号

有限会社合田興商

2 主たる営業所の所在地

観音寺市大野原町花稻五二番地七

3 代表者の氏名

合田 妙江

4 許可番号

香川県知事許可(般 十六)第六九二一号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定に基づき、平成十八年九月六日から同月十五日までの十日間、建設業の営業の停止を命ずる。

四 処分の原因となった事実

有限会社合田興商及び同社の前代表取締役は、平成十七年八月五日に三豊郡豊浜町(現観音寺市豊浜町)において、同社の事業活動として施工の家屋解体撤去工事に伴い排出した木くず等の産業廃棄物を、同社従業員らをしてみだりに捨てたとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)違反により、平成十八年二月二十日に高松地方裁判所観音寺支部から、同社については罰金一〇〇万円、前代表取締役については懲役一年(執行猶予三年)の判決を受け、その刑が確定している。このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

教育委員会公告

香川県教育委員会公告第八号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第百六十六条の規定により公告する。

平成十八年八月二十九日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

一 入札に付する事項

1 件名 香川県立多度津水産高等学校 小型実習船建造

2 建造船の概要

(一) 総トン数 約十八トン

(二) 規模 長さ十四・一メートル×幅四・三メートル×深さ一・五メートル

(三) 船型 甲板室を有する一層甲板船

(四) 船質 アルミ合金製

(五) 主機関 船用高速ディーゼル機関 連続定格出力 九百十一PS以上×一台

(六) 定員 十九名

(七) その他 入札説明書及び仕様書による。

3 納入場所 香川県立多度津水産高等学校 艇庫

4 納入期限 平成十九年三月二十三日を最終期限とし、契約後、納入日について協議する。

5 入札方法

かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による入札とする。特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)(以下「電子入札運用基準」という。)に従うこと。

二 契約書作成の要否

要

三 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

平成十八年八月二十九日から同年九月五日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))

を除く午前八時三十分から午後五時)

郵便番号七六〇 八五八二 香川県高松市天神前六番一号

香川県教育委員会高校教育課 総務・施設グループ

電話番号〇八七 八三二 三七四八 ファックス〇八七 八三七 二九六四

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十八年九月七日午後五時までに三に示した場所等に対し文書で行うこと(文書は、ファックスによる送付も可とする。)

回答は、平成十八年八月二十九日から同年九月八日までの間(休日を除く午前八時三十分から午後五時まで)香川県教育委員会高校教育課において閲覧に供する。

五 入札及び開札

1 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

平成十八年九月二十日 午後五時

2 開札の日時 平成十八年九月二十一日 午前十時

3 開札の場所 香川県教育委員会高校教育課

4 電子入札運用基準の規定により紙入札を認められた者は、入札書を持参して提出することができる。この場合は、平成十八年九月二十一日午前九時三十分までに開札の場所に持参すること。

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者及び同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否
否

七 入札保証金及び契約保証金

規則第五百二十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十八年九月十一日午後三時までに入札(契約)保証金減免申請書を香川県教育委員会高校教育課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当し

ない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 過去十年以内に進水及び引渡しが完了した官公庁の軽合金製の高速艇であつて、本件調達に係る実習船(以下「調達実習船」という。)と同程度の規模以上(十八トン以上とする。)のものを建造した実績を有すること。

5 調達実習船を建造することができる自社敷地内の屋内施設を有し、調達実習船建造に使用できること。

6 船体と甲板室構造の側壁及び甲板に大型押出型材を使用した建造実績があること。

7 溶接工事は、全工程を溶接資格者により施工するものとし、証明書を有する資格者を調達実習船建造業務に配置できること。

8 水産高等学校の実習を目的とする軽合金製の高速艇の造船人員として構造設計、船体構築、機関構築及び電気構築の各分野について、三年以上の経験を有する技術者各一名以上を専任で調達実習船建造業務に配置できること。

9 調達実習船に関する点検、修理、部品提供等のサービス及びメンテナンスについて、その体制が十分に整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑に対応が可能であると認められる者であること。

10 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の4から9までの要件を満たすことを証明する書類を平成十八年九月十一日午後三時までに、三に示した場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること(紙入札を認められた者を除く。)

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は平成十八年九月十三日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知等及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三に示した日時及び場所において、交付を受けること。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
佐伯明浩後援会	平野 清	中野 博文	観音寺市大野原町井関三八九
高島清磨後援会	小國 宏	岡部 富雄	仲多度郡多度津町桜川一三五
新田耕造後援会	新田 耕造	松井 徹	仲多度郡多度津町西浜九二二
村上豊高松南後援会支部	海堀 勝彦	山下 幸雄	高松市塩上町二二七

香川県選挙管理委員会告示第百五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県歯科医師会支部	会計責任者の氏名	前田 和也	竹内 敏彦
自由民主党香川県支部連合会	代表者の氏名	大野 功統	山内 俊夫

自由民主党香川県毛建支部	氏名	山田 巧	佐竹 克彦
自由民主党香川県トラツク支部	氏名	関 守男	前谷 勉
民主党香川県第2区総支部	主たる事務所の所在地	さぬき市寒川町石田西二〇四七一	坂出市京町三七四
	会計責任者の氏名	玉木 恵理	三宅 正瞭

政治団体の名称	異動事項	新	旧
あすの香川を創ろう会	主たる事務所の所在地	高松市御殿町一一八四	坂出市八幡町一四二
伊丹準二後援会	氏名	佐々木安德	松見 哲雄
氏家作衛後援会	氏名	伊丹 和子	合田 博志
	代表者の氏名	徳井 正文	佐藤 昂
	氏名	徳井 正文	馬場 豊明
大山圓賀後援会	氏名	大山 圓賀	大山勢津子
香川県歯科医師連盟	政治団体の名称	香川県歯科医師連盟	香川県歯科医師政治連盟
	氏名	前田 和也	竹内 敏彦
香川県石油政治連盟	代表者の氏名	天野 博司	久米 寿
香川県トラツク事業者政治連盟	氏名	吉澤 宏明	鹿島 勝

香川県不動産政治連盟	代表者の氏名	高木 康博	植本 義明
佐藤好邦後援会	氏名	山田 巧	佐竹 克彦
	代表者の氏名	大塚 芳美	田中 敏夫
	氏名	赤松 京子	佐藤 敏子
たたら譲治後援会：あの素晴らしい香川をもう一度(略称アス香川)	主たる事務所の所在地	高松市御殿町一一八四	坂出市八幡町一四二
たまき雄一郎後援会	代表者の氏名	佐々木安德	松見 哲雄
	氏名	佐々木安德	松見 哲雄
チチダス	主たる事務所の所在地	高松市御殿町一一八四	坂出市八幡町一四二
中原爽後援会	代表者の氏名	佐々木安德	松見 哲雄
	氏名	佐々木安德	松見 哲雄
21世紀の香川を考える会	主たる事務所の所在地	高松市東八ヶ町二二七	高松市桜町一一二五
日本行政書士政治連盟香川県支部	主たる事務所の所在地	三豊市高瀬町下勝間五〇五三	高松市太田上町九七六九
真鍋たけき後援会	主たる事務所の所在地	高松市東八ヶ町二二七	高松市桜町一一二五
真鍋たけきと21世紀の会	主たる事務所の所在地	高松市東八ヶ町二二七	高松市桜町一一二五
藤野公孝香川県陸運後援会	代表者の氏名	向井 幸司	浅見 英三

雄志会	主たる事務所の所在地	さぬき市寒川町石田西二〇四七一	さぬき市寒川町神前一九三三一
氏名	会計責任者の氏名	玉木 恵理	玉木 幸恵

香川県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

後藤すみひろ後援会

坂出市同志会

宮澤喜一香川後援会

香川県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
新田 耕造	香川県議会議員	新田耕造後援会	仲多度郡多度津町西浜九二二	新田 耕造

香川県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、

次のとおり公表する。

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
多田羅譲治	香川県知事	あすの香川を創るつ会	主たる事務所所在地	高松市御殿町一一八四	坂出市八幡町一四二
玉木雄一郎	衆議院議員	雄志会	主たる事務所所在地	さぬき市寒川町石田西二〇四七一	さぬき市寒川町神前一九三三一
真鍋 武紀	香川県知事	真鍋たけきと21世紀の会	主たる事務所所在地	高松市東八ヶ町一二七	高松市桜町五一二

香川県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる次の病院の指定を取り消した。

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
介護老人保健施設つちのみ	小豆郡小豆島町片城甲四四 九五

香川県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホームひうち	観音寺市大野原町内野 々五九七	平成十八年八月七日

香川県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設うちのみ	小豆郡小豆島町片城甲 四四 九五	平成十八年八月七日

人事委員会規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月二十九日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第二十五号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一さぬき市の項本庁中「次長、主幹」を「課長、主幹」に改め、同表東かがわ市の項本庁中「次長」を削り、「企画・財政グループの副主幹」の下に、「（グループプリー

ターに限る。）」を加え、同項出先機関中

大内人権センター	所長
----------	----

とらまる公
園事務所
所長

を	人権センター 大内交流館 館長
---	-----------------------

に改め、同表土庄町の項中「課長、室長」を「課長、主幹」に、「人事担当主任」を「人事担当の副主幹・係長」に、「施設長、室長」を「主幹」に改め、同項の次に次のように加える。

小豆島町	議会事務局 事務局長	課長、室長、所長、主幹、総務課の人事担当課長補佐、保健医療福祉管理者、病院の病院長・事務長・総看護師長、老人保健施設の施設長・事務長
中学校、小学校	教育委員会事務局 校長、教頭	教育長、課長、主幹

別表第一宇多津町の項の次に次のように加える。

綾川町	議会事務局 事務局長	参事、支所長、課長、室長、病院の院長・副院長・事務長・総看護師長、診療所長
町長部局	教育委員会事務局 教育長、教育次長、課長	
中学校、小学校	校長、教頭	

別表第一に次のように加える。

まんのう町	
議会事務局	局長
町長部局	課長、支所長、室長、参与、総務課の課長補佐
教育委員会事務局	教育長、課長
中学校、小学校	校長、教頭

別表第三三豊南部環境衛生組合の項中、「三豊南部環境衛生組合」を、「三観衛生組合」に改め、同表三豊地区広域市町村圏振興事務組合の項中、「三豊地区広域市町村圏振興事務組合」を、「三観広域行政組合」に、「運動公園事務所所長」を、「県立三豊体育館館長」に改め、同表高松地区広域市町村圏振興事務組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十八年八月二十九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています